



みみの記念日 3月3日耳の日 6月6日補聴器の日 9月9日人工内耳の日 9月23日手話言語の国際デー

佐賀市手話言語条例(修正案)

条例名は佐賀市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じた コミュニケーション手段の利用の促進に 関する条例(仮称)に決定



佐賀市議会からの提言を受けて佐賀市保健福祉部(障がい福祉課)では今年5月から意思疎通が困難な障がい者への情報コミュニケーション条例制定について検討委員会を発足させ、3回目の会合が8月31日に開かれました。

これまで2回の議論や要望を踏まえて、条例名を「佐賀市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(仮称)」とすることを提出されました。

修正案の追加条文(下線)



最初に提案された佐賀市情報コミュニケーション条例(仮称)が手話言語に関してあまりにも希薄であったことから要望を行いました。今回追加された分は次のとおりです。

(前文)(1~11行目省略)中でも手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者が物事を考え、文化を創造するために必要な言語として大切に生まれ、ろう者とうろ者以外の者が互いの人権を尊重して意思疎通を行うための言語ですが、長年にわたり言語として認められてこなかった歴史があります。我が国が平成26年に批准した障害者権利条約において、手話が音声言語と同じく言語であることが明確化されていますが、手話言語に対する理解は十分には進んでいないのが現状です。

このような現状の下、すべての市民が、手話が言語であること及び一人一人異なる障がいの特性と多様なコミュニケーション手段について理解を深め、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を自らが選択し利用できる環境を整備することで本市が目指す共生社会の実現に資するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め(中略2~4行目)障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(3) 手話言語の普及は、手話が独自の言語であって、ろう者が日常生活または社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であるという認識を基本とすること。

(施策の推進方針)

第7条 市は、次に掲げる施策について、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話が言語であることへの理解の促進

3 市は、第1項の施策の推進に当たっては、その進捗について検証し、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。



手話は いのち

手話は歴史をつなぐ命の言語
~すべての人が心つながる未来へ~

手話は言語

役に立つ 新シリーズ【3】

第3回は難聴者のご家族からの相談です。

難聴のため、玄関のチャイムに気づかない。

－ 郵便書留や宅配が受け取れない。火災や水害の時どうする －

隣の住宅に2人とも難聴の両親が住んでいます。ずいぶん高齢で火を扱うのが心配なので、毎日食事を届けています。両親は家にいるときはあまり困らないので、補聴器を使っていないことがあります。そのため、チャイムに気づかないので受け渡しが難しい時もあります。郵便書留や宅配便の受け取りは特に困難になっています。このような状態で火災や水害など一刻を争う事態になった場合はどうになってしまうのだろう？という不安が常にありました。

フラッシュライト・屋内信号装置を紹介されました。

知人から「便利な機器があるらしい」と聞いてセンターを訪問しました。屋内信号装置という、聴こえに不自由のある人が誰かに頼ることなく、自立した日常生活を送るための福祉機器を紹介してもらいました。

強力なフラッシュライトで来客を知らせたり、火災警報器やFAXと連動させたり、様々な組み合わせをすることができるそうです。また、簡易な装置についても案内していただきました。

早速導入、来客に気付くようになりました。

玄関のチャイムを押すと居間にいても光で確実に知らせてもらい、来客に気付かないことがなくなりました。もっと早く相談しておけばよかったと思いました。難聴の両親も喜んでいました。



インターンシップ来館 8月25日

佐賀大学と熊本大学の学生2名がセンター業務についてレクチャーを受けました。聞こえや手話、ろうあ者の人権などについて学びました。

●聴こえのセミナー（予約制）

より良い聞こえのための講演・体験会

9月22日(木) 10:00～11:30 センター研修会議室

●巡回聴こえの相談（予約制）

10月19日(水) 10:00～15:00 鳥栖市役所 第2会議室

11月22日(火) 10:00～15:00 大町町公民館 2階C室

募集中!

佐賀県聴覚障害者サポートセンター

〒840-0826 佐賀市白山二丁目 1-12 (佐賀商工ビル4階)

TEL: 0952-40-7700 FAX: 0952-40-7705

メールアドレス: info@saga-mimisapo.jp

ホームページアドレス: http://saga-mimisapo.jp/

<開館時間>

9:30～18:00

<閉館日>

毎週月曜日、祝日

残り16市町にも早期の 条例の制定施行を求めます

県内の20市町のうちこれまで手話言語条例を施行されたのは、唐津市、武雄市、嬉野市の3市です。今回、佐賀市条例の大綱がまとまりましたので残りの16市町について条例制定を働きかけてまいります。

県条例は2018年平成30年9月に議員提案により九州7県で最初に施行されました。聴覚障害者は地域の日常生活で「いつでも、どこでも、誰とでも手話言語であいさつやコミュニケーションができることを待ち望んでいます。

県条例のみでは地域の隅々までは、なかなか浸透しません。全市町で条例が制定・施行され災害時にも避難等が適切にされるように県都佐賀市での施行を契機として一層力を入れてまいります。

佐賀市「手話言語条例」制定までの道のり

2019 11月 佐賀市長及び佐賀市議会へ条例制定要望

2020 1月 佐賀市議会文教福祉委員会と意見交換会

2020 7月 佐賀市議会が佐賀県議会視察

県条例制定等調査

2020 10月 佐賀市議会文教福祉委員会、条例について

所管事務調査実施

2021 1月 佐賀県聴覚障害者サポートセンター等意見聴取

3月 佐賀市議会から佐賀市長へ所管事務報告書提出

＝早期条例制定要請＝

2022 5月8日 佐賀市議会議員と語ろう会

↓

2022 5月23日 第1回佐賀市条例検討委員会

2022 7月29日 第2回佐賀市条例検討委員会

2022 8月31日 第3回佐賀市条例検討委員会

パブリックコメント

11月 第4回条例検討委員会

12月 市議会に条例(案)提案

2023 4月 施行予定



異常気象 2 題

梅雨明け期日の修正 (9/1)

気象庁は北部九州の梅雨明け6月29日(例年より20日早い)を、7月下旬に修正されました。偏西風の蛇行を予測できなかったことが原因。

非常に強い

迷走台風11号が北部九州かすめる

9月5日から6日にかけて佐賀県に最接近。センターで安否確認を発動しました。

編集後記：台風が過ぎて朝晩涼しくなりました。(5)